

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【届出者の氏名又は名称】	メディア株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
【電話番号】	03-6212-6400
【事務連絡者氏名】	代表取締役 富井 正浩
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	メディア株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、メディア株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、オリコン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2026年6月30日付で、小池尚子氏（故人）の法定相続人である小池氏、小池秀効氏及び小池結実氏（以下、総称して「本法定相続人」といいます。）から、（ ）相続する対象者株式（296,600株、所有割合：2.28%）（以下「本相続株式」といいます。）の全てについて本公開買付けに応募しない旨、（ ）本相続株式に関し、本臨時株主総会において対象者を公開買付者の完全子会社化とするために公開買付者又は対象者が提案する議案に賛成の議決権の行使（以下「本議決権行使」といいます。）を行う旨の誓約書の提出を受けたこと、2026年6月30日付で、光通信株式会社（以下「光通信株」といいます。）、UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）、UH Partners 3投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 3」といいます。）、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、エスアイエル投資事業有限責任組合（以下「エスアイエル」といい、光通信株、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルを総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といい、リトルポンドと併せて「本不応募合意株主」といいます。）及びHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といい、リトルポンドと併せて「本残存株主」といいます。）との間で、（ ）本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,532,400株、所有割合：19.46%。以下「本不応募株式（光通信グループ）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、（ ）本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）に係る本議決権行使を行うことに同意する旨、（ ）本株式併合の効力発生直前までに、株式会社光通信（以下「株光通信」といいます。）の連結子会社であるHTIOに対し、本不応募株式（光通信グループ）の一部（2,333,576株、所有割合：17.93%）について現物分配を実施すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意する旨、（ ）HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（2,333,576株、所有割合：17.93%）を対象者が自己株式として取得することに合意する旨の契約（以下「本取引基本契約（光通信グループ）」といいます。）を締結したこと、2026年6月30日、本公開買付けにおける買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）、本公開買付け価格を1,332円から1,370円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、公開買付け期間を本書の提出日である2026年6月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月14日まで延長し、合計33営業日に変更すること（以下「本買付条件変更」といいます。）に伴い、2026年5月29日付で提出した公開買付届出書（2026年6月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、記載事項及びその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事由が生じたため、これを訂正するとともに、公開買付届出書の添付書類として本買付条件変更により訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

() 検討・交渉の経緯

() 判断の内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

() 特別委員会における検討の経緯

() 特別委員会における判断内容

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

(6) 公開買付けに係る重要な合意

本取引基本契約

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

- (1) 買付け等の期間等
買付け等の期間
 - (2) 買付け等の価格
 - (3) 買付予定の株券等の数
 - 6 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - 9 買付け等に要する資金
 - (1) 買付け等に要する資金等
 - (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
届出日以後に借入れを予定している資金
 - イ 金融機関
 - 11 決済の方法
 - (2) 決済の開始日
 - 12 その他買付け等の条件及び方法
 - (1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
 - 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
 - 1 株券等の所有状況
 - (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
 - (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
 - (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）
 - 3 当該株券等に関して締結されている重要な契約
 - 5 大量保有報告書等の提出状況
- 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月9日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,332円
買付予定数の下限	3,903,300(株)(注)
買付予定数の上限	- (株)
対象者の意見	本公開買付けに賛同し、応募することを推奨する。

(注) 当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は30.20%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、対象者が2026年5月8日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)(但し、対象者の役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(以下「日本カストディ銀行」といいます。)が所有する対象者株式(176,400株)(対象者の役員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式(90,000株)(以下「BBT所有株式(役員向け)」)といいます。)及び対象者の従業員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式(86,400株)(以下「BBT所有株式(従業員向け)」)といいます。)は、法令上、議決権が存在することから自己株式数から除きます。以下、対象者が所有する自己株式数において同じです。)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数(12,924,075株)に係る議決権の数(129,240個)を分母として計算しております。また、当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合を、対象者が2025年11月7日に提出した第27期中半期報告書に記載された2025年9月30日時点の総株主等の議決権の数(129,851個)を分母として計算した場合には、30.06%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

(訂正後)

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(33営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金1,370円
買付予定数の下限	1,074,300(株)(注)
買付予定数の上限	- (株)
対象者の意見	本公開買付けに賛同し、応募することを推奨する。

(注) 当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は64.37%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、対象者が2026年5月8日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)(但し、対象者の役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(以下「日本カストディ銀行」といいます。)が所有する対象者株式(176,400株)(対象者の役員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式(90,000株)(以下「BBT所有株式(役員向け)」)といいます。)及び対象者の従業員向け株式給付信託の信託財産として日本カストディ銀行が所有する対象者株式(86,400株)(以下「BBT所有株式(従業員向け)」)といいます。)は、法令上、議決権が存在することから自己株式数から除きます。以下、対象者が所有する自己株式数において同じです。)及びBBT所有株式(役員向け)(90,000株)を控除した株式数(12,924,075株)に係る議決権の数(129,240個)を分母として計算しております。また、当該「買付予定数の下限」について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合を、対象者が2025年11月7日に提出した第27期中半期報告書に記載された2025年9月30日時点の総株主等の議決権の数(129,851個)を分母として計算した場合には、64.07%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主である有限会社リトルポンド（以下「リトルポンド」といいます。）が所有する対象者株式（4,712,700株、所有割合（注1）：36.21%）（以下「本不応募株式」といいます。）、BBT所有株式（役員向け）（90,000株）（注2）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(中略)

本取引は、本公開買付け、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的として対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づいて行う対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）、本株式併合の効力発生を条件として、対象者が本不応募株式を自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）（注4）するための資金及び分配可能額を確保することを目的とした（ ）対象者による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式（注5）の第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）（注6）及び（ ）会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注7）、並びに本自己株式取得のそれぞれの手続により構成され、最終的に公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。また、公開買付者が対象者を完全子会社化した後、リトルポンドは、公開買付者親会社を実施する第三者割当増資（以下「本再出資」といいます。）を引受け（注8）、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。なお、本再出資後、リトルポンドによる公開買付者親会社への持分出資比率は20.00%となる予定であり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドとの間の本株主間契約（下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」）の「本株主間契約（締結予定）」において定義します。以下同じです。）の締結を予定しております。本株式併合の詳細については、下記「(4)公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

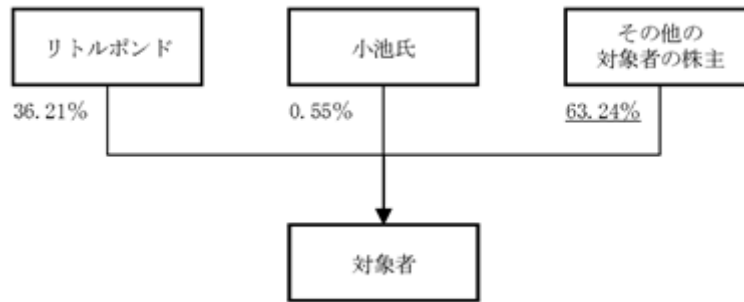
(注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり888円。以下「本自己株式取得価格」といいます。）は、（ ）法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリトルポンドが本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にリトルポンドが本公開買付けに応募した場合の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（1,332円。以下「本公開買付価格」といいます。）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しています。なお、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること（以下、かかる本自己株式取得の対価の未払分に係る対象者のリトルポンドに対する債務を「本未払債務」といい、本未払債務に対応するリトルポンドの対象者に対する債権を「本未払債権」といいます。）、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することを本取引基本契約（以下において定義します。以下同じです。）で合意しております。

(中略)

現在想定している一連の本取引を図示すると大要以下のとおりです。

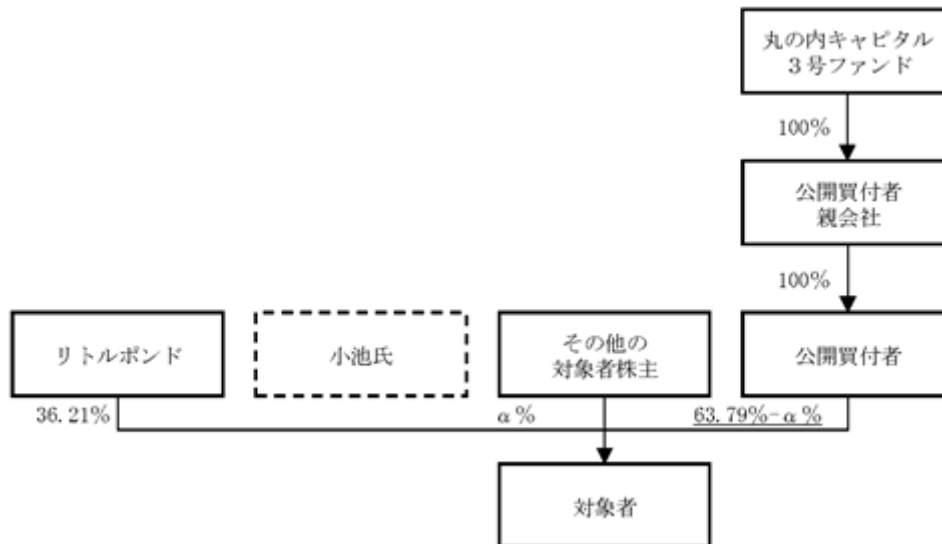
・本公開買付けの実施前（現状）

リトルポンドが対象者株式4,712,700株（所有割合：36.21％）、小池氏が71,700株（所有割合：0.55％）、その他の株主が8,229,675株（所有割合：63.24％）を所有。



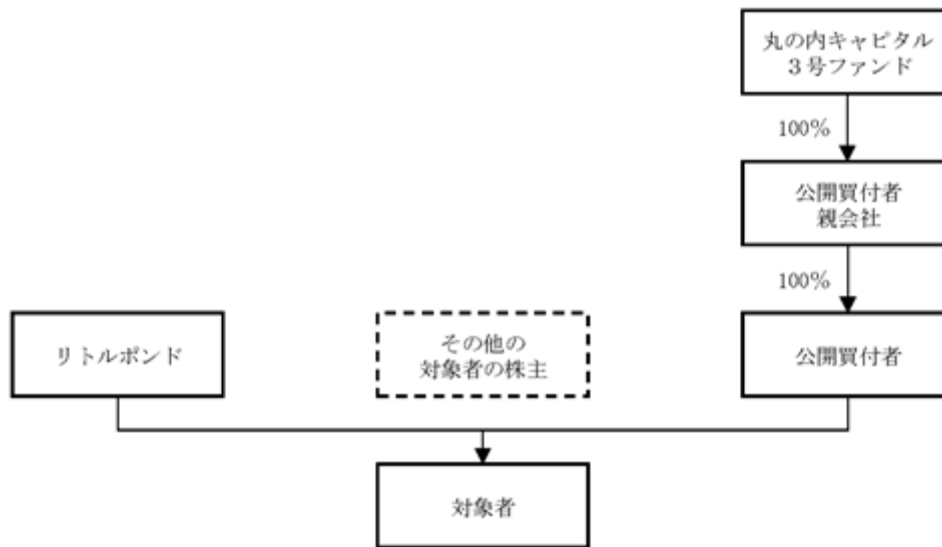
・本公開買付けの成立後（2026年7月頃を予定）

公開買付者が本公開買付けを実施。小池氏は、所有する対象者株式を本応募契約（以下において定義します。）に基づき本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は対象者株式を3,903,300株（所有割合：29.99％）以上取得。リトルポンドは、本取引基本契約に基づき引き続き対象者の株主。



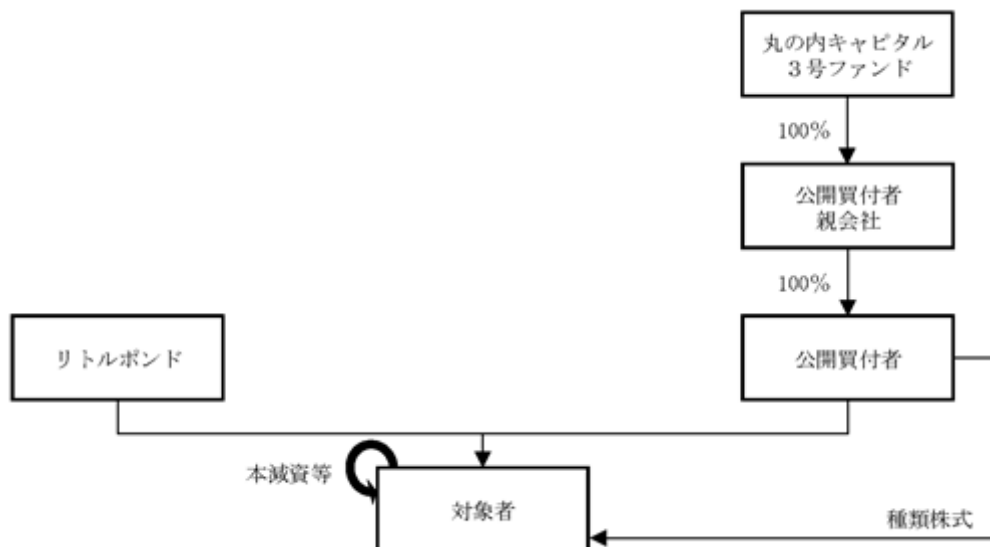
．本株式併合後（2026年9月頃を予定）

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請。対象者は本株式併合を行い、対象者の株主は公開買付者とリトルポンドのみとなり、対象者株式は上場廃止となる。



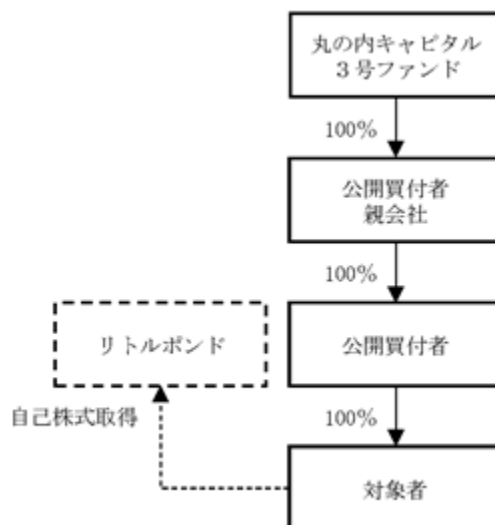
＿．本第三者割当増資及び本減資等後（2026年9月頃を予定）

下記「＿．本自己株式取得後」に必要となる資金及び分配可能額を確保するために、対象者は公開買付者を引受人とする種類株式の本第三者割当増資及び本減資等を実施（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



__ . 本自己株式取得後（2026年9月頃を予定）

対象者は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した分配可能額を活用して、リトルポンドが所有する本不応募株式の全てを自己株式として取得（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



__ . 本再出資後（2026年9月頃を予定）

（中略）

__ . 本合併後（未定）

（中略）

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年5月28日付で、対象者の筆頭株主であるリトルポンドとの間で、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。）において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）、本不応募株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、()本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、()本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び()リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結しております。また、公開買付者は小池氏との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小池氏が所有する対象者株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。

本取引基本契約及び本応募契約の詳細につきましては下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「本取引基本契約」及び「本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,903,300株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（3,903,300株）は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）及びBBT所有株式（役員向け）（90,000株）を控除した株式数12,924,075株に係る議決権の数（129,240個）に3分の2を

乗じた数(86,160個)から、本不応募株式(4,712,700株)に係る議決権の数(47,127個)を控除した議決権の数(39,033個)に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、リトルポンドが所有する本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合の実施を対象者に要請する予定であるところ、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていること、また、BBT所有株式(役員向け)については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、()株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、()受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないこと(注9)を踏まえ、本株式併合の手続を確実に遂行すべく、本公開買付け成立後に公開買付者及びリトルポンドが対象者の総株主等の議決権の数(但し、BBT所有株式(役員向け)に係る議決権を除く。)の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

(注9) BBT所有株式(従業員向け)については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、()株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、()受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(但し、対象者のその他の関係会社であり筆頭株主である有限会社リトルポンド(以下「リトルポンド」といいます。)が所有する対象者株式(4,712,700株、所有割合(注1):36.21%)(以下「本不応募株式(リトルポンド)」)といいます。)、本不応募株式(光通信グループ)である光通信(株)が所有する対象者株式(151,200株、所有割合:1.16%)、UH Partners 2が所有する対象者株式(1,018,100株、所有割合:7.82%)、UH Partners 3が所有する対象者株式(148,200株、所有割合:1.14%)、光通信KKが所有する対象者株式(884,000株、所有割合:6.79%)及びエスアイエルが所有する対象者株式(330,900株、所有割合:2.54%)(以下「本不応募株式(リトルポンド)」と「本不応募株式(光通信グループ)」を総称して「本不応募株式」といいます。)(所有株式数の合計:2,532,400株、所有割合の合計:19.46%)、BBT所有株式(役員向け)(90,000株)(注2)並びに対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(中略)

本取引は、本公開買付け、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に、対象者の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的として対象者が会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づいて行う対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)、本株式併合の効力発生を条件として、対象者が、本不応募株式(リトルポンド)を自己株式として取得すること(以下「本自己株式取得(リトルポンド)」)といえます。(注4-1)、及びHTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て(2,333,576株、所有割合:17.93%)(注4-2)を自己株式として取得すること(以下「本自己株式取得(光通信グループ)」)とい、本自己株式取得(リトルポンド)と「本自己株式取得(光通信グループ)」を総称して「本自己株式取得」といいます。)(注4-3)のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした()対象者による公開買付者を引受人とする無議決権種類株式(注5)の第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」といいます。)(注6)及び()会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金及び資本準備金の額の減少(以下「本減資等」といいます。)(注7)、並びに本自己株式取得のそれぞれの手続により構成

され、最終的に公開買付者が対象者を完全子会社化することを企図しております。また、公開買付者が対象者を完全子会社化した後、リトルポンドは、公開買付者親会社が実施する第三者割当増資（以下「本再出資」といいます。）を引受け（注8）、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。

公開買付者は、本株式併合の実行性を確保しつつ、本現物分配を受けるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じることにより、HTIOにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みません。以下同じです。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、また、本自己株式取得価格（リトルポンド）（以下において定義します。）を変更しないことで、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の最大化を再考し、対象者の一般株主の皆様へ配分をより多くすることを目的に、光通信㈱、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK、エスアイエル及びHTIO（以下、総称して「光通信グループ」といいます。）との間で、本株式併合の効力発生の直前までに、本現物分配を行うことを合意しております。なお、本現物分配は、本不応募株式（光通信グループ）が所有する対象者株式の一部をHTIOに集約し、HTIOの所有割合を高めることによって、本スクイズアウト手続の効力発生日において、本残存株主以外に、本残存株主がそれぞれ所有する対象者株式の数のうち最も少ない数以上の対象者株式を所有する対象者の株主が存在する可能性を可及的に下げ、本スクイズアウト手続の安定性を高めることを目的としております。そして、本自己株式取得（光通信グループ）の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり1,233円。以下同じです。以下「本自己株式取得価格（光通信グループ）」といいます。）は、（ ）法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格（1,370円）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定していること、本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する本不応募株式（光通信グループ）のうち、HTIOを除く本現物分配先（注4-2）（以下「その他出資法人」といいます。）が本現物分配により取得する対象者株式（198,824株、所有割合：1.53%）については、本株式併合による金銭交付の対象となることから、光通信グループが対象者の一般株主と異なる利益を享受することはありません。また、HTIOは、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりませんが、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルに出資を行っている無限責任組員であり、UH Partners 2、UH Partners 3、光通信KK及びエスアイエルとは、本現物分配の実施する日以前1年以上継続して形式的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第1号、令第9条）に該当することから、本現物分配は、法第27条の2第1項但書、及び府令第3条第1項に定める適用除外買付け等として行うことを予定しているとのことです。

なお、本再出資後、リトルポンドによる公開買付者親会社への持分出資比率は20.00%となる予定であり、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドとの間の本株主間契約（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」）の「本株主間契約（締結予定）」において定義します。以下同じです。）の締結を予定しております。本株式併合の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(注4-1) 本自己株式取得（リトルポンド）は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3。以下同じです。）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得（リトルポンド）の取得価格（株式併合前の対象者株式1株当たり888円。以下「本自己株式取得価格（リトルポンド）」といいます。）は、（ ）法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるリトルポンドが本自己株式取得（リトルポンド）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、（ ）仮にリトルポンドが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格（1,370円）の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しています。なお、本自己株式取得（リトルポンド）の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得（リトルポンド）時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること（以下、かかる本自己株式取得（リトルポンド）の対価の未払分に係る対象者のリトルポンドに対する債務を「本未払債務」といい、本未払債務に対応するリトルポンドの対象者に対する債権を「本未払債権」といいます。）、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することを本取引基本契約（リトルポンド）（以下において定義します。以下同じです。）で合意しております。

(注4-2) 本現物分配による分配先は以下を予定しております。

		本現物分配元 (所有する対象者株式の数)			
		光通信K K (884,000株)	U H P a r t n e r s 2 (1,018,100株)	U H P a r t n e r s 3 (148,200株)	エスアイエル (330,900株)
本 現 物 分 配 先	H T I O	866,320株	997,738株	145,236株	324,282株
	株式会社オプタ	7,956株	9,163株	1,267株	2,574株
	株式会社UH5	884株	1,018株	215株	735株
	光通信㈱	8,840株	0株	0株	0株
	株式会社U H P a r t n e r s 2	0株	10,181株	0株	0株
	株式会社U H P a r t n e r s 3	0株	0株	1,482株	0株
	株式会社エスアイエル	0株	0株	0株	3,309株

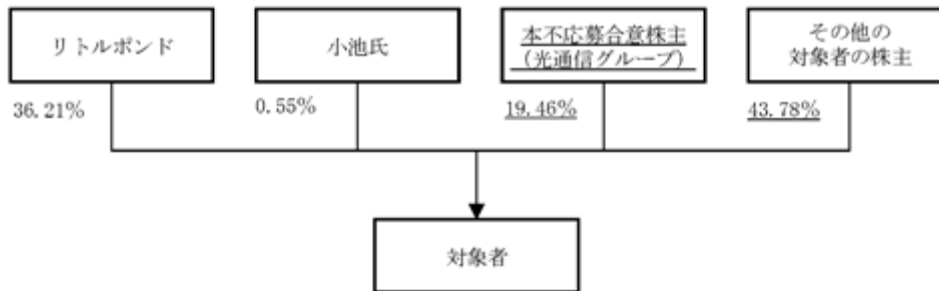
(注4-3) 本自己株式取得(光通信グループ)は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付けの対象となる「上場株券等」に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格(光通信グループ)は、()法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるH T I Oが本自己株式取得(光通信グループ)に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、()仮にH T I Oが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格(1,370円)の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定することにより、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図しています。

(中略)

現在想定している一連の本取引を図示すると大要以下のとおりです。

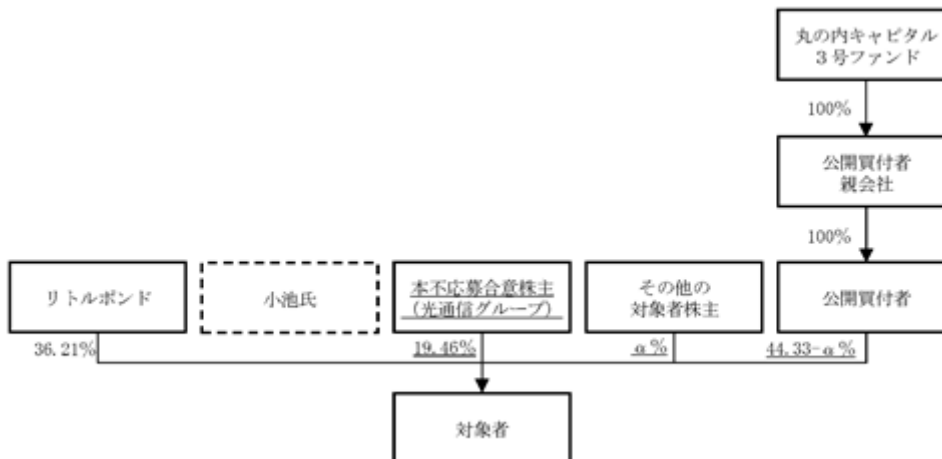
・本公開買付けの実施前（現状）

リトルポンドが対象者株式4,712,700株（所有割合：36.21％）、小池氏が71,700株（所有割合：0.55％）、本不応募合意株主（光通信グループ）が2,532,400株（所有割合：19.46％）、その他の株主が5,697,275株（所有割合：43.78％）を所有。



・本公開買付けの成立後（2026年7月頃を予定）

公開買付者が本公開買付けを実施。小池氏は、所有する対象者株式を本応募契約（以下において定義します。）に基づき本公開買付けに応募。本公開買付けが成立し、公開買付者は対象者株式を1,074,300株（所有割合：8.25％）以上取得。本不応募合意株主は、本取引基本契約（以下において定義します。以下同じです。）に基づき引き続き対象者の株主。

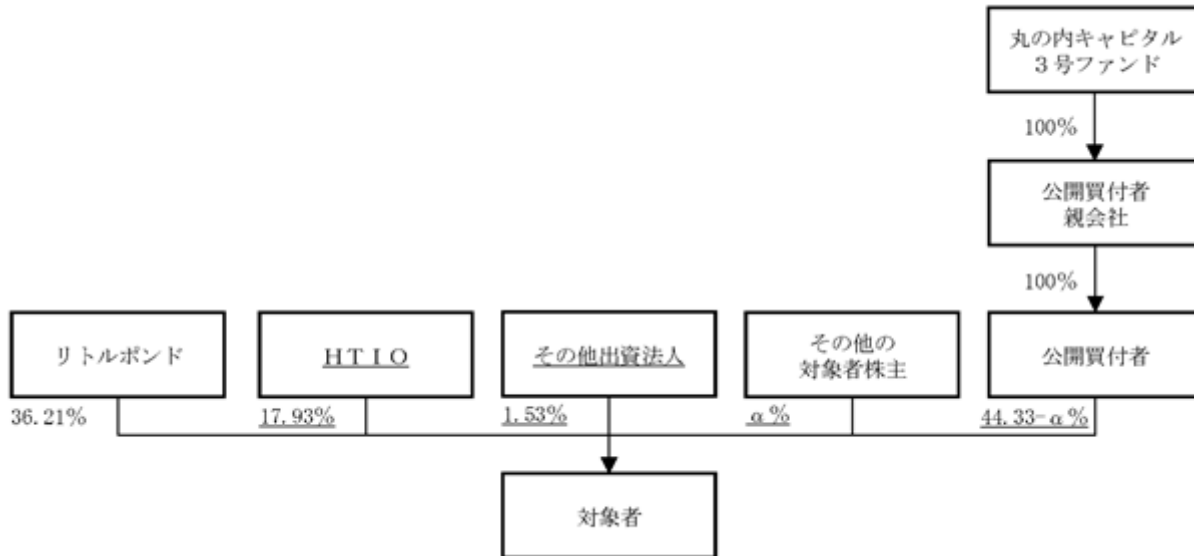


・本臨時株主総会の実施（2026年9月頃を予定）

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本不応募合意株主が所有する本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、本臨時株主総会を実施。

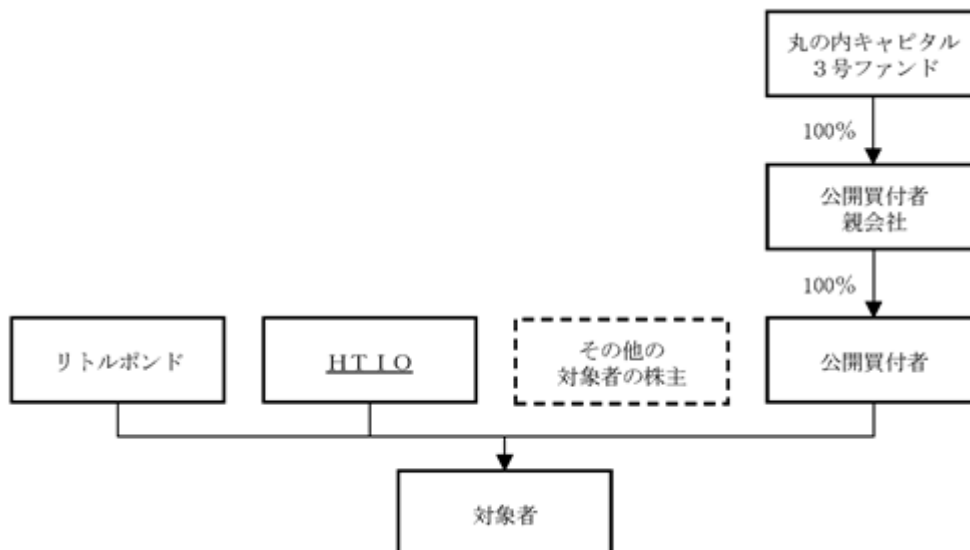
・本現物分配後（2026年9月頃を予定）

光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び対象者株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施。



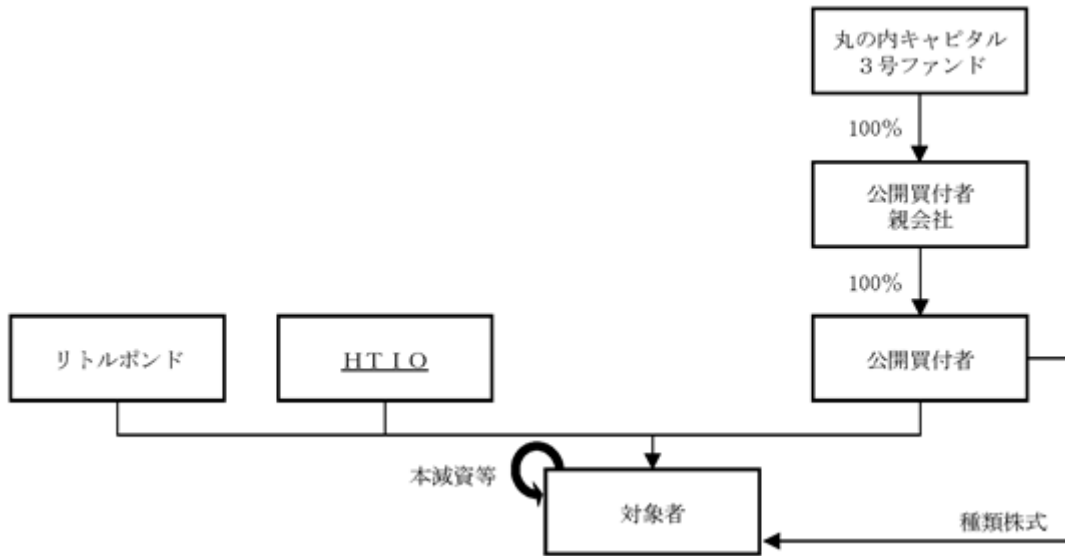
・本株式併合の効力発生後（2026年9月頃を予定）

本臨時株主総会の決議に基づく本株式併合の効力発生により、対象者の株主は公開買付者及び本残存株主となる予定。



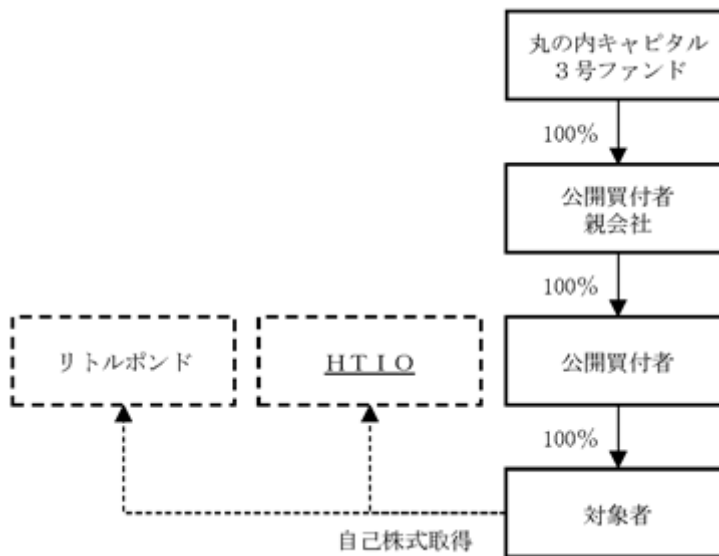
__ . 本第三者割当増資及び本減資等後（2026年9月頃を予定）

下記「__ . 本自己株式取得後」に必要な資金及び分配可能額を確保するために、対象者は公開買付者を引受人とする種類株式の本第三者割当増資及び本減資等を実施（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



__ . 本自己株式取得後（2026年9月頃を予定）

対象者は、本第三者割当増資及び本減資等により確保した分配可能額を活用して、本残存株主が所有する対象者株式の全てを自己株式として取得（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）。



__ . 本再出資後（2026年9月頃を予定）

（中略）

一 . 本合併後（未定）

（中略）

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本買付条件変更を踏まえて、2026年5月28日付で、対象者の筆頭株主であるリトルポンドとの間で締結した取引基本契約に規定していた条件の一部を変更するために、2026年6月30日付で改めて、本不応募株式（リトルポンド）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと（但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。）、本不応募株式（リトルポンド）の全てを、本自己株式取得（リトルポンド）を通じて本自己株式取得価格（リトルポンド）で対象者に売却すること、本自己株式取得（リトルポンド）の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、（ ）本自己株式取得（リトルポンド）時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、（ ）本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び（ ）リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うこと、当該取引基本契約の締結をもって、2026年5月28日付で公開買付者とリトルポンドとの間で締結していた取引基本契約を合意解除することを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、かかる諸条件について定めた契約（以下「本取引基本契約（リトルポンド）」といいます。）を締結しております。また、公開買付者は小池氏との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、小池氏が所有する対象者株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。

公開買付者は、2026年6月30日付で、本法定相続人から、小池尚子氏（故人）が所有していた本相続株式（296,600株、所有割合：2.28%）について、遺産分割協議中であるところ、本相続株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会において、本議決権行使を行う旨の誓約書（以下「本誓約書（法定相続人）」といいます。）の提出を受けております。

また、公開買付者は、2026年6月30日付で、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOとの間で、本不応募株式（光通信グループ）の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本臨時株主総会及び対象者株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の前までに、本現物分配を実施すること、HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（2,333,576株、所有割合：17.93%）を対象者が自己株式として取得することに合意する本取引基本契約（光通信グループ）（以下、「本取引基本契約（光通信グループ）」と「本取引基本契約（リトルポンド）」を総称して「本取引基本契約」といいます。）を締結しております。

各契約の詳細につきましては下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を1,074,300株（所有割合：8.25%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,074,300株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方で、本公開買付けは対象者株式を非公開化し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としておりますので、本公開買付けにおいて買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,074,300株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（1,074,300株）は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,123,200株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（2,109,125株）及びBBT所有株式（役員向け）（90,000株）を控除した株式数12,924,075株に係る議決権の数（129,240個）に3分の2を乗じた数（86,160個）から、本不応募株式（7,245,100株）に係る議決権の数（72,451個）及び本相続株式（296,600株）に係る議決権の数（2,966個）（注9）を控除した議決権の数（10,743個）に、対象者の単元株式数である100株を乗じた数としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、対象者の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的とした本株式併合の実施を対象者に要請する予定であるところ、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が必要とされていること、また、BBT所有株式（役員向け）については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されず、かつ、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を一切行使しない旨が規定されているため議決権を行使することが事実上想定されていないこと（注10）を踏まえ、本株式併合の手続を確実に遂行すべく、本

公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が所有する議決権に、本相続株式に係る議決権を加算した議決権の数が、対象者の総株主等の議決権の数（但し、BBT所有株式（役員向け）に係る議決権を除く。）の3分の2以上となるようにするためです。

（注9）本誓約書（法定相続人）の提出を受け、買付予定数の下限から本相続株式の数を除いたとしても、本公開買付け成立後に公開買付者及び本不応募合意株主が所有する議決権に、本相続株式に係る議決権を加算した議決権の数が、対象者の総株主等の議決権の数（但し、BBT所有株式（役員向け）に係る議決権を除く。）の3分の2以上となることを見込まれることが確認できたことから、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本相続株式の数（296,600株（所有割合：2.28%））に係る議決権の数（2,966個）を控除しております。

（注10）BBT所有株式（従業員向け）については、株式給付信託の委託者である対象者と受託者であるりそな銀行との間で締結されている信託契約において、（ ）株式に対する公開買付けが行われる場合に関して特段の定めはなく、また、信託管理人による株式の取得及び処分に関する指図権の規定も存在しないことから、本公開買付けへの応募は想定されていないものの、（ ）受託者は信託管理人の指図に基づき信託財産に属する対象者株式の議決権を行使する旨が規定されているため議決権を行使することが想定されていることを踏まえ、取得の対象としております。

（後略）

（2）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

（訂正前）

（前略）

a. コミュニケーション事業

ニュースコンテンツの提供並びにWebサイトの制作・運営・広告販売等を行うコミュニケーション事業では、「顧客満足度（CS）調査事業」及び「ニュース配信・PV（注1）事業」を展開しているとのことです。

顧客満足度（CS）調査事業は、2003年に発刊した、患者満足度に基づいた医療ランキング本『患者が決めた！ いい病院』をきっかけとして、2006年より事業をスタートして以降、様々な業種・業態のサービスの品質及び信頼性について、消費者側にも企業側にも属さない第三者の立場で、実際の利用者のみを対象とした、大規模な顧客満足度調査を毎年実施しており、現在、214ランキングを公表、様々な企業様に対象者の商標ロゴを利用いただき、また調査データを購入いただくことで、広告宣伝・マーケティングにお役立ていただいていると認識しているとのことです（なお、上記の商標ロゴにつきましては、対象者が2026年5月28日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）。

（中略）

このような分析・検討・対象者との協議の結果等を踏まえ、2026年4月7日、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者から開示を受けた本事業計画（下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。）をはじめ、デュー・ディリジェンスを通じた各種資料開示等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果等の各種要素を総合的に勘案した上で、対象者に対して、対象者が2027年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本公開買付け価格を1,000円（提案日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を行いました。これに対して、2026年4月8日、対象者及び本特別委員会（下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付け価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月14日、本公開買付け価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を行いました。これに対して、2026年4月15日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の

立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、2026年4月22日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として不十分であるとの理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月27日、本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を802円とする旨の第4回提案を行いました。これに対して、2026年4月28日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、2026年5月7日、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨、同月15日に、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを旨を伝えたい旨を伝えた上で、同月19日、本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を854円とする旨の第5回提案を行いました。なお、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者が2026年5月8日の引け後に「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」（以下「対象者業績差異プレスリリース」といいます。）を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したことから、同日、丸の内キャピタル及び小池氏は、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨を伝え、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを旨を改めて伝えたところ、同月22日、対象者から当該日程で各会議体等を調整する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年5月27日、本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格を888円とする旨の第6回提案を行いました。なお、当該提案価格は対象者が対象者業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、同日、対象者及び本特別委員会から、最終的な対象者の意思決定は、2026年5月28日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み当該提案価格を応諾する旨の回答を受領いたしました。

なお、2026年2月24日に初期的意向表明書を提出以降、丸の内キャピタルは、小池氏及びリトルポンドとの間で本公開買付価格及び本自己株式取得価格、スキーム、本取引基本契約、本株主間契約及び本応募契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めました。その後、公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約を締結しております。また、同日付で、小池氏との間で、小池氏が所有する対象者株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本応募契約を締結しております。

（訂正後）

(前略)

a. コミュニケーション事業

ニュースコンテンツの提供並びにWebサイトの制作・運営・広告販売等を行うコミュニケーション事業では、「顧客満足度(CS)調査事業」及び「ニュース配信・PV(注1)事業」を展開しているとのことです。

顧客満足度(CS)調査事業は、2003年に発刊した、患者満足度に基づいた医療ランキング本『患者が決めた!いい病院』をきっかけとして、2006年より事業をスタートして以降、様々な業種・業態のサービスの品質及び信頼性について、消費者側にも企業側にも属さない第三者の立場で、実際の利用者のみを対象とした、大規模な顧客満足度調査を毎年実施しており、現在、214ランキングを公表、様々な企業様に対象者の商標ロゴを利用いただき、また調査データを購入いただくことで、広告宣伝・マーケティングにお役立ていただいていると認識しているとのことです(なお、上記の商標ロゴにつきましては、対象者が2026年5月28日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下、対象者が2026年6月30日付で公表した「(変更)MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ)を「2026年6月30日付対象者プレスリリース」といい、併せて「対象者プレスリリース」といいます。)の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)

(中略)

このような分析・検討・対象者との協議の結果等を踏まえ、2026年4月7日、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者から開示を受けた本事業計画(下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義します。以下同じです。)をはじめ、デュー・ディリジェンスを通じた各種資料開示等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果等の各種要素を総合的に勘案した上で、対象者に対して、対象者が2027年3月期の期末配当を行わないことを前提として、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,000円(提案日である2026年4月7日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム)、本自己株式取得価格(リトルボンド)を671円とする旨の初回提案を行いました。これに対して、2026年4月8日、対象者及び本特別委員会(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。)より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月14日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,070円(提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム)、本自己株式取得価格(リトルボンド)を717円とする旨の第2回提案を行いました。これに対して、2026年4月15日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み到底受け入れられない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月21日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,150円(提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム)、本自己株式取得価格(リトルボンド)を769円とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、2026年4月22日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する特別委員会の立場に鑑み依然として不十分であるとの理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年4月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,200円(提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム)、本自己株式取得価格(リトルボンド)を802円とする旨の第4回提案を行いました。これに対して、2026年4月28日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、2026年5月7日、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表時期を当初予定していた2026

年5月8日から延期することが必要である旨、同月15日に、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを旨を伝え、同月19日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を854円とする旨の第5回提案を行いました。なお、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者が2026年5月8日の引け後に「のれんの減損損失の計上および通期連結業績予想と実績との差異に関するお知らせ」（以下「対象者業績差異プレスリリース」といいます。）を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とはいえない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請する旨の回答を受領したことから、同日、丸の内キャピタル及び小池氏は、前回同様に本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨を伝え、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを旨を改めて伝え、同月22日、対象者から当該日程で各会議体等を調整する旨の回答を受領いたしました。その後、丸の内キャピタル及び小池氏は、2026年5月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を888円とする旨の第6回提案を行いました。なお、当該提案価格は対象者が対象者業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、同日、対象者及び本特別委員会から、最終的な対象者の意思決定は、2026年5月28日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護に鑑み当該提案価格を応諾する旨の回答を受領いたしました。

なお、2026年2月24日に初期的意向表明書を提出以降、丸の内キャピタルは、小池氏及びリトルポンドとの間で本買付条件変更前の本公開買付価格及び本自己株式取得価格（リトルポンド）、スキーム、本取引基本契約、本株主間契約及び本応募契約の契約条件等について複数回にわたる協議を進めました。その後、公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約（リトルポンド）を締結しております。また、同日付で、小池氏との間で、小池氏が所有する対象者株式全て（71,700株、所有割合：0.55%）について本応募契約を締結しております。

その後、公開買付者は、本法定相続人から、自らが共有する本臨時株主総会において権利行使可能な本相続株式に関して、公開買付者又は対象者が提案する議案へ賛成の議決権行使を行う見込みがあることが確認できた場合には、本相続株式の株式数を買付予定数の下限から控除することができると考え、議決権行使の意向確認を求め、本誓約書（法定相続人）の提出を受けるに至りました。また、公開買付者は、2026年5月28日の本取引公表後、(株)光通信に対し、本公開買付けに応募していただきたい旨の打診を行い協議を行う中で、2026年6月4日、(株)光通信より、本公開買付価格では応募できないため、プレミアム水準の見直しを含む取引スキームを再考して欲しい旨の返答がありました。その後、2026年6月5日の協議において、(株)光通信より、光通信(株)を含む一般株主の皆様にとってより有利な条件を実現する観点等から、UH Partners 2及び光通信KKが所有する株式の全てを対象者が自己株式として取得するスキームへ変更することが可能かどうかの打診を受けました。これに対し、公開買付者は、一般株主の皆様にとってより合理的な価格水準となること、及び、本公開買付けの目的を円滑に達成する必要性を考慮するとともに、自己株式取得を組み合わせた取引スキーム全体の経済条件及び経済合理性について検討し、小池氏及びリトルポンドと協議した結果、2026年6月15日、当該自己株式取得価格を1,225円とする自己株式取得を行う旨の回答を行いました。これに対し、同日、(株)光通信より、本不応募合意株主（光通信グループ）が保有する対象者の株式は、組合員に分配することでその大部分が一つの会社に集約されれば、本取引をより円滑に実行できる効果があることから、HTIOに本不応募株式（光通信グループ）の一部を集約したい旨の提案を受けました。さらに、同日、(株)光通信より、HTIOに本不応募株式（光通信グルー

プ)の一部を集約することで、HTIOが自己株式取得に応じた場合には、UH Partners 2及び光通信KKが所有する株式数の合計を上回る株式数でHTIOに集約された株式について、結果的に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることが、対象者の一般株主の皆様へ配分をより多くすることにつながることによって、本公開買付価格の最大化を図り、一般株主の皆様の応募をより促進し、本公開買付けの成立可能性を向上させることを目的として、HTIOが自己株式取得に応じるスキームへ変更したい旨の申し入れを受けました。公開買付者は、当該申し入れに対し再度慎重に協議した結果、2026年6月17日、本不応募株式(光通信グループ)の全てについては本公開買付けに不応募とした上で、HTIOが本現物分配により所有することとなる本不応募株式(光通信グループ)の一部を対象者が本自己株式取得(光通信グループ)により本自己株式取得価格(光通信グループ)1,233円にて行い、また、本自己株式取得価格(リトルポンド)888円を変更しない旨の回答を行ったところ、2026年6月26日、(株)光通信より、本自己株式取得価格(光通信グループ)にて本自己株式取得(光通信グループ)を行うこと及び本自己株式取得価格(リトルポンド)888円を変更しないことに応じる旨の回答を受領いたしました。

公開買付者は、上記の本法定相続人及び(株)光通信との協議・交渉を経て、2026年6月25日、本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、本取引基本契約(光通信グループ)による本不応募株式(光通信グループ)を考慮して買付予定数を8,211,375株(所有割合:63.10%)から5,678,975株(所有割合:43.64%)、本取引基本契約(光通信グループ)による本不応募株式(光通信グループ)及び本誓約書(法定相続人)の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株(所有割合:29.99%)から1,074,300株(所有割合:8.25%)へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、本自己株式取得(光通信グループ)を本自己株式取得価格(光通信グループ)1,233円にて行うことについて対象者及び本特別委員会に対して提案いたしました。これに対して対象者及び本特別委員会より、最終的な意思決定は2026年6月26日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、本取引基本契約(光通信グループ)による本不応募株式(光通信グループ)を考慮して買付予定数を8,211,375株(所有割合:63.10%)から5,678,975株(所有割合:43.64%)、本取引基本契約(光通信グループ)による本不応募株式(光通信グループ)及び本誓約書(法定相続人)の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株(所有割合:29.99%)から1,074,300株(所有割合:8.25%)へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、本自己株式取得(光通信グループ)を本自己株式取得価格(光通信グループ)1,233円とすることに承諾する旨の回答を受領いたしました。その後、公開買付者は、関係当局との調整状況を踏まえ、2026年6月29日、2026年6月26日に提案した内容のうち、公開買付期間(下記「(3)公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」において定義します。)及び決済の開始日に係る内容を修正することを提案したところ、同日、対象者及び本特別委員会より、最終的な意思決定は2026年6月30日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、当該提案の内容に対して承諾する旨の連絡を受けました。

また、2026年6月30日付で光通信グループとの間で、本取引基本契約(光通信グループ)を締結いたしました。

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料及び対象者に対して2026年2月下旬から2026年4月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(1,044円)、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の終値単純平均値(1,073円、923円及び893円)、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,161円)の推移を参考にいたしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2026年5月28日に本公開買付価格を1,332円と決定しております。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、経緯の詳細については、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

本公開買付価格1,332円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,332円は、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,161円に対して14.73%のプレミアムを加えた価格となります。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料及び対象者に対して2026年2月下旬から2026年4月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(1,044円)、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の終値単純平均値(1,073円、923円及び893円)、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(1,161円)の推移を参考にいたしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、2026年5月28日に本買付条件変更前の本公開買付価格を1,332円と決定しております。

その後、(株)光通信及びリトルポンドとの交渉、かつ対象者との協議を経て、2026年6月26日に本公開買付価格を1,332円から1,370円に変更することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議及び交渉を経て本買付条件変更前の本公開買付価格及び本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

なお、経緯の詳細については、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

本買付条件変更前の本公開買付価格1,332円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件変更前の本公開買付価格1,332円は、本書提出日の前営業日である2026年5月28日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,161円に対して14.73%のプレミアムを加えた価格となります。

本公開買付価格である1,370円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して31.23%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して27.68%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して48.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して53.42%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

() 検討・交渉の経緯

(訂正前)

(前略)

本公開買付価格については、対象者及び本特別委員会は、2026年4月7日に、丸の内キャピタル及び小池氏より、対象者が2027年3月期の期末配当を無配とすることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,000円(提案日である東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム)、本自己株式取得価格を671円とする旨の初回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月8日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月14日、本公開買付価格を1,070円(提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム)、本自己株式取得価格を717円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月15日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月21日、本公開買付価格を1,150円(提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム)、本自己株式取得価格を769円とする旨の第3回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月22日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場

に鑑み依然として不十分であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月27日、本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格を802円とする旨の第4回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月28日に、当該提案価格と市場株価を対比したプレミアム率は、直近の対象者株式の市場株価の上昇も踏まえると、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準であるとして、本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月7日には、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨の連絡を、同月15日には、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨の連絡をそれぞれ受領した上で、同月19日には、本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格を854円とする旨の第5回提案を受領したとのことです。なお、第5回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者業績差異プレスリリースを公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とは言い難い水準との理由から、本公開買付価格の引上げを要請し、同日、丸の内キャピタル及び小池氏より、前回同様に本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程についても再考する旨が伝えられ、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨が改めて伝えられたとのことです。このため、同月22日、対象者から丸の内キャピタル及び小池氏に対し、当該日程で各会議体等を調整する旨を回答したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月27日、本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%）、本自己株式取得価格を888円とする旨の第6回提案を受領したとのことです。なお、第6回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては、当該提案価格は対象者業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対してのプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、対象者及び本特別委員会は、同日、最終的な意思決定は2026年5月28日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を1株当たり1,332円、本自己株式取得価格を888円とすることに応諾する旨を回答したとのことです。

(訂正後)

(前略)

本買付条件変更前の本公開買付価格については、対象者及び本特別委員会は、2026年4月7日に、丸の内キャピタル及び小池氏より、対象者が2027年3月期の期末配当を無配とすることを前提として、本買付条件変更前の本公開買付価格を1株当たり1,000円（提案日である東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値824円に対して21.36%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値849円に対して17.79%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値868円に対して15.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値854円に対して17.10%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルボンド）を671円とする旨の初回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月8日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月14日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,070円（提案日である2026年4月14日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値818円に対して30.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値840円に対して27.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して23.84%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して25.44%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルボンド）を717円とする旨の第2回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月15日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み到底受け入れられない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月21日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,150円（提案日である2026年4月21日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値816円に対して40.93%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して38.55%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値859円に対して33.88%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値853円に対して34.82%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルボンド）を769円とする旨の第3回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月22日に、当該提案価格は、対象者の企業価値及び一般株主の利益保護を重視する立場に鑑み依然として不十分であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年4月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,200円（提案日である2026年4月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,086円に対して10.50%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値847円に対して41.68%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値864円に対して38.89%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値857円に対して40.02%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルボンド）を802円とする旨の第4回提案を受領したとのことです。これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年4月28日に、当該提案価格と市場株価を対比したプレミアム率は、直近の対象者株式の市場株価の上昇も踏まえると、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とはいえない水準であるとして、本買付条件変更前の本公開買付価格に係る提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者及び本特別委員会は、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月7日には、対象者株式の株価が従前に比して高いボラティリティで推移していることを踏まえると本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの検討には時間を要すると判断したため、本取引の公表時期を当初予定していた2026年5月8日から延期することが必要である旨の連絡を、同月15日には、まずは2026年5月21日を本取引の公表日とすることを目指したい旨の連絡をそれぞれ受領した上で、同月19日には、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,280円（提案日である2026年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,034円に対して23.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,031円に対して24.15%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して40.97%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値883円に対して44.96%のプレミアム）、本自己株式取得価格（リトルボンド）を854円とする旨の第5回提案を受領したとのことです。なお、第5回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては当該提案価格には十分なプレミアムが加算されていると考えているものの、対象者業績差異プレスリリースを公表して以降、対象者株式の市場株価が下落したことを踏まえ、当該提案価格の提案に際しては、当該公表がなされる前の対象者株式の市場株価が確認できる直近の取引日である2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対するプレミアムも考慮しており、具体的には、第5回提案に係る提案価格の1,280円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して12.97%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して35.59%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して44.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して46.96%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、2026年5月20日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格と対象者株式の市場株価を対比したプレミアムは、直近の対象者株式の市場株価の上昇を踏まえると、本取引に類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較して、十分とはいえない水準との理由から、本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げを要請し、同日、丸の内キャピタル及び小池氏より、前同様様に本買付条件変更前の本公開買付価格の引上げの再検討には時間を要するため、対象者及び本特別委員会に対し、本取引の公表日程に

についても再考する旨が伝えられ、翌21日に、2026年5月28日を本取引の公表日とすることを目指したい旨が改めて伝えられたとのことです。このため、同月22日、対象者から丸の内キャピタル及び小池氏に対し、当該日程で各会議体等を調整する旨を回答したとのことです。その後、丸の内キャピタル及び小池氏より、2026年5月27日、本買付条件変更前の本公開買付価格を1,332円（提案日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアム、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%）、本自己株式取得価格（リトルポンド）を888円とする旨の第6回提案を受領したとのことです。なお、第6回提案によれば、丸の内キャピタル及び小池氏としては、当該提案価格は対象者業績差異プレスリリースを公表した2026年5月8日を基準日とした場合の対象者株式の市場株価に対するプレミアムも考慮しており、具体的には、当該提案価格の1,332円は、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%と十分なプレミアムを付した価格となっております。これに対して、対象者及び本特別委員会は、同日、最終的な意思決定は2026年5月28日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本買付条件変更前の本公開買付価格を1株当たり1,332円、本自己株式取得価格（リトルポンド）を888円とすることに承諾する旨を回答したとのことです。

その後、対象者及び本特別委員会は、2026年6月25日、本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233円にて行うとする旨の提案を受領したとのことです。これに対して対象者及び本特別委員会は、最終的な意思決定は2026年6月26日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、本公開買付けについては、本公開買付価格を1,332円から1,370円、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）を考慮して買付予定数を8,211,375株（所有割合：63.10%）から5,678,975株（所有割合：43.64%）、本取引基本契約（光通信グループ）による本不応募株式（光通信グループ）及び本誓約書（法定相続人）の取得を踏まえて、買付予定数の下限を3,903,300株（所有割合：29.99%）から1,074,300株（所有割合：8.25%）へそれぞれ変更する本買付条件変更を行うこと、また、本自己株式取得（光通信グループ）を本自己株式取得価格（光通信グループ）1,233円とすることに承諾する旨を回答したとのことです。その後、対象者は、関係当局との調整状況を踏まえ、2026年6月29日、2026年6月26日に提案した内容のうち、公開買付期間及び決済の開始日に係る内容を修正する旨の提案を受領したとのことです。これに対して対象者及び本特別委員会は、最終的な意思決定は2026年6月30日に開催される対象者取締役会での決議によることを前提として、当該提案の内容に対して承諾する旨を回答したとのことです。

（ ）判断の内容

（訂正前）

以上の経緯の下、対象者は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月27日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから受けた財務的見地からの助言及びAGS FASから2026年5月27日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の企業価値を向上させ、対象者グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与するために、(ア)顧客満足度

(CS) 調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、(イ)「オリコンニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化、(ウ)AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、(エ)経営体制の強化といった具体的な施策を企図していることは合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったとのことです。

(中略)

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格(1,332円)は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの上限値を超える金額である。
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である(以下、かかるプレミアム水準を「5月27日基準プレミアム」といいます。)ものの、対象者決算短信及び対象者業績差異プレスリリース(以下、総称して「対象者決算短信等」といいます。)を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落することが予想されたところ、対象者決算短信等は、当時の対象者の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが対象者決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、対象者決算短信等の公表(2026年5月8日の立会時間終了後)がなされる前の2026年5月8日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準(以下「5月8日基準プレミアム」といいます。)も考慮した上で、本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本公開買付価格が、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。5月27日基準プレミアムについては、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2026年3月31日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト(MBO)の類似事例(但し、対象会社がTOKYO PRO Marketに上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く。)104件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値(対公表日前営業日終値:42.3%、対過去1ヶ月間:45.2%、対3ヶ月間:46.5%、対6ヶ月間:49.3%)に比して、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にあると考えられること、また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にあると考えられること、及び、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の対象者のPBRは2倍を超えていることを踏まえ、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%)と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められ、また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、更に、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、加えて、対象者株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあること

を踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であると考えられることから、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えないこと

- (c) 本公開買付価格が、対象者の直近5年間における終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で対象者株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること
- (d) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (e) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と丸の内キャピタル及び小池氏との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること
- (f) 本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の条件は公正なものであると認められる旨の意見が示されていること
- (g) 本自己株式取得について、本自己株式取得に係るスキームは、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引において採用されることがある方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資すると考えられること、また、本自己株式取得価格（888円）は本公開買付価格（1,332円）よりも低い金額であること、そして、リトルポンドが本自己株式取得により得る税引後の手取り額が本公開買付けに応募する場合に得る税引後の手取り額と同額以下になる金額であることから、本自己株式取得についても不合理な点はなく、妥当であると考えられること

以上より、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役全5名のうち、小池氏を除く対象者の取締役4名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。当該対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、対象者の取締役のうち、小池氏はリトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタルとの協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者は、2011年5月9日開催の対象者取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収への対応方針」といいます。）を導入することを決定し、2023年6月28日開催の対象者第24回定時株主総会において継続することを承認しているとのことですが、本取引の実施は対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したことから、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本買収への対応方針に従った手続を実施しないことを併せて決議したとのことです。対象者の意思決定の詳細につきましては、対象者プレスリリース並びに下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

（訂正後）

以上の経緯の下、対象者は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年5月27日付で答申書（以下「5月27日付本答申書」といい、2026年6月29日付で提出を受けた追加答申書（以下「6月29日付本追加答申書」といいます。）と併せて「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事

務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるAGS FASから受けた財務的見地からの助言及びAGS FASから2026年5月27日付で取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものと等しい観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。その結果、対象者は、以下の点等を踏まえると、丸の内キャピタル及び小池氏が、上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者の企業価値を向上させ、対象者グループの更なる事業拡大及び収益性向上を図り、ひいては中長期的な企業価値の最大化に寄与するために、(ア)顧客満足度(CS)調査事業における顧客基盤の拡大と収益機会の最大化、(イ)「オリコンニュース」をはじめとした対象者メディアの媒体力の更なる強化、(ウ)AI・テクノロジーを活用した事業運営の更なる高度化、(エ)経営体制の強化といった具体的な施策を企図していることは合理的であり、本取引を通じて対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったとのこと。

(中略)

また、対象者は、以下の点等から、本買付条件変更前の本公開買付価格(1,332円)は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのこと。

- (a) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの上限値を超える金額である。
- (b) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,044円に対して27.59%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,073円に対して24.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値923円に対して44.31%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値893円に対して49.16%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である(以下、かかるプレミアム水準を「5月27日基準プレミアム」といいます。)ものの、対象者決算短信及び対象者業績差異プレスリリース(以下、総称して「対象者決算短信等」といいます。)を公表して以降、対象者株式の市場株価が下落することが予想されたところ、対象者決算短信等は、当時の対象者の足元の状況を踏まえて作成された上、有価証券上場規程等の定めに基づき適時に公表されたものであり、本取引とは無関係の要因によるものであることから、公表の時期及び手続等に、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる等の恣意的な目的は認められない。他方、本公開買付けが対象者決算短信等の公表から近接した時期に開始されることから、少数株主保護の観点から、下落後の市場株価に基づいたプレミアム水準のみをもって本買付条件変更前の本公開買付価格の合理性を判断するのではなく、対象者決算短信等の公表(2026年5月8日の立会時間終了後)がなされる前の2026年5月8日を基準日とした場合におけるプレミアムの水準(以下「5月8日基準プレミアム」といいます。)も考慮した上で、本買付条件変更前の本公開買付価格の合理性を判断する必要があると考えられる。この場合、本買付条件変更前の本公開買付価格が、2026年5月8日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,133円に対して17.56%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.10%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値888円に対して50.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値871円に対して52.93%のプレミアムをそれぞれ加えた金額である。5月27日基準プレミアムについては、経済産業省の「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2026年3月31日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト(MBO)の類似事例(但し、対象会社がTOKYO PRO Marketに上場している事例、二段階公開買付けの事例及び投資法人の事例を除く。)104件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値(対公表日前営業日終値: 42.3%、対過去1ヶ月間: 45.2%、対3ヶ月間: 46.5%、対6ヶ月間: 49.3%)に比して、公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では遜色のない水準にあると考えられること、また、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では当該中央値を下回るものの、基準日までの過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準にあると考えられること、及び、一般にPBRが高い銘柄は既に株式市場において企業価値が高く評価されているため、公開買付け案件における市場価格に対するプレ

ミアムは低くなる傾向にあるところ、2026年5月27日現在の対象者のPBRは2倍を超えていることを踏まえ、全104件のうち、憶測報道がなされた案件を除いたPBRが2倍以上の事例13件のプレミアムの中央値（公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が25.8%、24.6%、33.3%及び28.3%）と比較すると、5月27日基準プレミアムについては、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、遜色のない水準にあると認められ、また、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに公表日の前営業日までの過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、更に、5月8日基準プレミアムについては、基準日の終値に対するプレミアムとの関係で相応のプレミアムが付されていると認められ、基準日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアムとの関係では、中央値を上回る水準であること、加えて、対象者株式の株価推移について、直近1ヶ月においては一定の上昇傾向にあることを踏まえると、必ずしも直近の終値のプレミアムのみを重視するのではなく、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間のプレミアムも相応に勘案することが適切であると考えられることから、5月27日基準プレミアムにおける公表日の前営業日の終値に対するプレミアム及び同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値におけるプレミアム、並びに5月8日基準プレミアムにおける基準日の終値に対するプレミアムが過去の類似事例のプレミアムと比較して低いとしても、そのことのみをもって本買付条件変更前の本公開買付価格におけるプレミアム水準が不合理なものとは言えないこと

- (c) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、対象者の直近5年間に於ける終値の最高値である1,222円のみならず、場中の最高値である1,231円を上回り、当該期間において市場で対象者株式を取得した株主に経済的不利益が生じない価格であること
- (d) 本買付条件変更前の本公開買付価格の決定に際しては、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本買付条件変更前の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (e) 本買付条件変更前の本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と丸の内キャピタル及び小池氏との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること
- (f) 本買付条件変更前の本公開買付価格は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した5月27日付本答申書において、本買付条件変更前の本公開買付価格を含む本取引の条件は公正なものであると認められる旨の意見が示されていること
- (g) 本自己株式取得（リトルボンド）について、本自己株式取得（リトルボンド）に係るスキームは、法人大株主が存在する上場会社の非公開化取引において採用されることがある方法であり、自己株式取得価格と公開買付価格に差異を設けることで、公開買付価格の引上げにもつながり、一般株主の利益に資すると考えられること、また、本自己株式取得価格（リトルボンド）（888円）は本買付条件変更前の本公開買付価格（1,332円）よりも低い金額であること、そして、リトルボンドが本自己株式取得（リトルボンド）により得る税引後の手取り額が本公開買付けに応募する場合に得る税引後の手取り額と同額以下になる金額であることから、本自己株式取得（リトルボンド）についても不合理な点はなく、妥当であると考えられること

以上より、対象者は、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役全5名のうち、小池氏を除く対象者の取締役4名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。当該対象者取締役会における決議の方法については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、対象者の取締役のうち、小池氏はリトルボンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタルとの協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者は、2011年5月9日開催の対象者取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当該基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本買収への対応方針」といいます。）を導入することを決定し、2023年6月28日開催の対象者第24回定時株主総会において継続することを承認しているとのことです。本取引の実施は対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断したことから、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本買収への対応方針に従った手続を実施しないことを併せて決議したとのことです。対象者の意思決定

の詳細につきましては、対象者プレスリリース並びに下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、対象者は、公開買付者との間で本買付条件変更について協議を行い、2026年6月26日開催の対象者取締役会において、本買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本買付条件変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、以下の点等から、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

- (a) 本買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月28日以降、本取引が対象者の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本買付条件変更後も本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられ、本買付条件変更は本取引の成立可能性を向上させるという合理的な目的で行われるものであること
- (b) 2026年5月28日以降、対象者が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月28日以降、対象者の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、本取引の公表後も対象者の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本買付条件変更後の本公開買付価格を1,370円とすることは引き続き公正・妥当であると考えられること
- (c) 本自己株式取得価格（光通信グループ）は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格1,370円の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定されており、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したものであること
- (d) 本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本法定相続人からの、本相続株式296,600株（所有割合：2.28%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本相続株式に係る本議決権行使を行う旨の誓約書の提出を受け、また、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株（所有割合：19.46%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）に係る本議決権行使を行う旨等を合意したことを踏まえたものであること。すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である1,074,300株に、本相続株式296,600株及び本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株を合算した株式数は3,903,300株となり、従前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本相続株式及び本不応募株式（光通信グループ）に係る本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決可能性の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられること、本買付条件変更の検討において、本特別委員会が有効に機能したものと考えられること、本取引に特別な利害関係を有する取締役を、本買付条件変更の検討・交渉過程から除外し、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉に一切参加させておらず、また、今後開催される本取引に関する取締役会にその審議及び決議にも参加させない予定であること、本買付条件変更について、充実した情報開示が予定されており、本公開買付けにおいては、引き続き一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ対象者の株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本買付条件変更後においても強圧性が排除されているものと考えられること等その他の公正性担保措置が十分に講じられていると評価できること

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

() 特別委員会における検討の経緯

(訂正前)

(前略)

そして、本特別委員会は、対象者及びAGS FASから、丸の内キャピタル及び小池氏の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びAGS FASから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格（1,332円）の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容

に対する回答書を協議・承認し、対象者に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

(訂正後)

(前略)

そして、本特別委員会は、対象者及びAGS FASから、丸の内キャピタル及び小池氏の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びAGS FASから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本買付条件変更前の本公開買付価格(1,332円)の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、対象者に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

その後、本特別委員会は、2026年6月25日に、公開買付者より本買付条件変更につき対象者及び本特別委員会が提案を受けたことを受け、同日に特別委員会を開催し、本買付条件変更について慎重に検討を行ったほか、6月29日付本追加答申書の承認に至るまでの間、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行ったとのことです。

() 特別委員会における判断内容
(訂正前)

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月27日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(後略)

(訂正後)

(A) 5月27日付本答申書

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年5月27日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の5月27日付本答申書を提出し、2026年6月29日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、6月29日付本追加答申書を提出したとのことです。なお、本「(A) 5月27日付本答申書」において、本公開買付価格は、本買付条件変更前の本公開買付価格をいい、本自己株式取得は本自己株式取得(リトルボンド)をいいます。

(中略)

(B) 6月29日付本追加答申書

(a) 本追加答申書の内容

本買付条件変更を含む本取引の変更内容を前提としても、本特別委員会が5月27日付答申書により対象者取締役会に答申した各意見は維持するのが相当であり、本公開買付けへの賛同意見及び対象者株主への応募推奨意見に変更はない。

(b) 本追加答申書の理由

1 本取引の目的は合理的と認められるか(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)

本特別委員会は、対象者に対して、本公開買付けの公表後に生じた各種事象についての説明を求めた。これに対して、対象者から、本特別委員会に対して、対象者が作成した本事業計画の内容に変更は生じていないこと、2026年5月28日以降、対象者の企業価値に重大な影響を与える重要な状況変化は発生していないこと、本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本公開買付けの成立の確度を高めることを目的とするものであり、本取引の目的に影響を与えるものではないこと、本買付条件変更により本公開買付価格が1,332円から1,370円に引き上げられること、本買付条件変更が対象者の事業運営に悪影響を生じさせないこと等について説明があった。

本特別委員会は、これらについて慎重に議論した結果、対象者の説明に不合理な点は見当たらず、本買付条件変更を含む本取引の変更内容は、本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月28日以降、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないことから、本買付条件変更は、対象者の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、対象者の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で対象者株式を売却する機会を提供する観点で望ましいものであると判断した。

以上より、本特別委員会は、本取引が対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当であり、かつ、合理的であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

2 本取引の取引条件の公正性・妥当性が確保されているか(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)

(1) 本公開買付価格の水準

本買付条件変更は、本公開買付価格を1株当たり1,332円から1,370円に引き上げるものであり、対象者の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で対象者株式を売却する機会を提供するものであると評価できる。

また、2026年5月27日以降、対象者が作成した本事業計画に変更はなく、本事業計画を基礎として第三者算定機関であるAGS FASが作成した本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月28日以降、対象者の企業価値に影響を与えるような重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も対象者の本源的価値に変更はないものと考えられる。

以上より、本特別委員会は、AGS FASからの助言を受け、本公開買付価格が対象者の一般株主にとって財務的見地から妥当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

(2) 本自己株式取得価格（光通信グループ）の妥当性

公開買付者によれば、本自己株式取得価格（光通信グループ）は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人であるHTIOが本自己株式取得（光通信グループ）に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮にHTIOが本公開買付けに応募した場合の本公開買付価格1,370円の税引後手取り額として計算される金額と同額以下となるよう設定されており、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図したものとこのことである。

本特別委員会は、これについて慎重に議論した結果、公開買付者の説明に不合理な点は見当たらず、かかる価格設定により、株主間の実質的な公平を維持したまま、本公開買付価格を増額し、その分一般株主の利益を増加させることが可能となると判断した。

以上を踏まえ、本特別委員会は、本自己株式取得価格（光通信グループ）は、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性の確保に資するものであり、本取引の条件の公正性・妥当性を損なうものではないと判断した。

(3) 結論

以上より、本特別委員会は、本公開買付価格が、対象者の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格（光通信グループ）その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は公正かつ妥当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

3 取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか

(1) 強圧性の排除

ア．本買付予定数の下限の引下げ及び本株式併合の実現可能性

本買付条件変更による買付予定数の下限の引下げは、本法定相続人から、本相続株式296,600株（所有割合：2.28%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本相続株式につき本議決権行使を行う旨の本誓約書（法定相続人）の提出を受け、また、本不応募合意株主（光通信グループ）との間で、本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株（所有割合：19.46%）の全てについて本公開買付けに応募しない旨及び本臨時株主総会において本不応募株式（光通信グループ）につき本議決権行使を行う旨等を合意したことを踏まえたものとこのことである。

すなわち、本買付条件変更後の買付予定数の下限である1,074,300株に、本相続株式296,600株及び本不応募株式（光通信グループ）2,532,400株を合算した株式数は3,903,300株となり、従前の買付予定数の下限と同数となることから、本公開買付けが成立した場合には、本相続株式及び本不応募株式（光通信グループ）につき本議決権行使が行われることを前提として、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決の見通しは、本買付条件変更前と比較しても変更はないと考えられる。

したがって、本買付予定数の下限の引下げは、本公開買付けの成立の確度を高めるための合理的な変更であり、本公開買付けが成立したにもかかわらず対象者株式の非公開化が実現されない可能性を高めるものではないと考えられる。

イ．株主に対する情報開示及び応募判断の機会の確保

本買付条件変更については、2026年6月30日付対象者プレスリリース等により充実した情報開示が行われる予定であり、本公開買付けにおいては、引き続き一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定である。

また、本買付条件変更に伴い、公開買付期間は2026年7月14日まで延長され、合計33営業日となることから、一般株主に対して、本買付条件変更を踏まえた応募判断の機会が確保されているものと考えられる。

ウ．小括

上記のとおり、本買付予定数の下限の引下げは、本公開買付けの成立の確度を高めるための合理的な変更であり、本公開買付けが成立したにもかかわらず対象者株式の非公開化が実現されない可能性を高めるものではなく、一般株主に対して本公開買付けへの応募を事実上強制するような強圧性を生じさせるものではないと考えられる。

さらに、本買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されないスキームは採用されておらず、本公開買付けが成立した場合に

対象者株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ対象者の株主に対し詳細な開示が予定されていることに加え、一般株主に対して、本買付条件変更を踏まえた応募判断の機会が確保されていることにも鑑みれば、本買付条件変更後においても強圧性は排除されているものと考えられる。

(2) その他の手続

本特別委員会が5月27日付答申書で指摘した、()独立した外部専門家からの専門的助言等の取得、()特別委員会の設置及び特別委員会による協議・交渉への関与、()本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与、()本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保、()マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定に関する事項の各項目の内容について、判断の基礎とした事実は本追加答申書作成日時点においても変更されていない。

したがって、本特別委員会は、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引において対象者の一般株主の利益に配慮した適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

4 上記を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると考えられるか

上記1から3において検討したとおり、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引の目的は正当かつ合理的であり、本取引の取引条件は公正かつ妥当であり、かつ、本取引に係る手続の公正性は確保されているとの5月27日付答申書における本特別委員会の判断に変更はない。

また、上記1から3において検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって公正なものではないと考えられる事情は、5月27日付答申書の提出以降も見当たっていない。

上記を踏まえ、本取引が対象者の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本取引は、対象者の一般株主にとって公正である旨の5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

5 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

本特別委員会は、上記1から4までのとおり、本買付条件変更を含む本取引の変更内容を踏まえても、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められ、本取引の目的は正当かつ合理的であること、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本買付予定数の下限の引下げを踏まえても強圧性は排除されており、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続は公正であること、本公開買付価格は対象者の本源的価値を適切に反映した妥当な価格であり、本自己株式取得価格（光通信グループ）その他の取引条件を踏まえても、本取引の取引条件は対象者の一般株主にとって公正かつ妥当であると判断できること、本公開買付けは、対象者の一般株主に対して、本買付条件変更前よりも高い価格で対象者株式を売却する機会を提供する観点で望ましいものであることなどから、対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同表明をすることについて首肯でき、また、対象者取締役会は対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことが相当であるとの5月27日付答申書における意見を維持するのが相当であると判断した。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

対象者は、AGS FASから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役5名のうち、小池氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っているとのことです。なお、上記対象者取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の取締役のうち小池氏は、リトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタル及び小池氏との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

(訂正後)

対象者は、AGS FASから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書の内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、5月27日付本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をしたとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月28日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年6月30日開催の対象者取締役会において、本買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見並びに対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

上記のいずれの対象者取締役会においても、対象者の取締役5名のうち、小池氏を除く4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っているとのことです。なお、上記対象者取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の取締役のうち小池氏は、リトルポンドの代表取締役であり、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたることが予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、対象者取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、対象者の立場において丸の内キャピタル及び小池氏との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(訂正前)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定しておりましたが、2026年6月30日、本買付条件変更に伴い、法令に基づき、公開買付期間を公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2026年6月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年7月14日まで延長し、合計33営業日に変更しております。このように、公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しております。

(後略)

(4)【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及びリトルポンドのみとすることを目的とした本株式併合を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026年8月頃を予定しております。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及びリトルポンドは、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及びリトルポンドを除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及びリトルポンドのみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及びリトルポンドを除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及びリトルポンドを除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及びリトルポンドを除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び本残存株主のみとすることを目的とした本株式併合を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、現時点では、2026年9月頃を予定しております。対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者、本不応募合意株主及び本法定相続人は、本臨時株主総会において上記議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は本書提出日現在において未定ですが、公開買付者及び本残存株主のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び対象者株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施する予定です。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び本不応募合意株主を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

(後略)

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

(訂正前)

本取引基本契約

公開買付者は、リトルポンドとの間で、2026年5月28日付で、本取引基本契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約を除き、リトルポンドとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- () リトルポンドは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- () リトルポンドは、本取引基本契約締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに（3営業日以内に）、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- () 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者株式の全て（本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかった場合、公開買付者及びリトルポンドは、本公開買付けの成立を条件として、対象者に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- () 公開買付者及びリトルポンドは、対象者をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。
- () リトルポンドは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること。
- () リトルポンドは、本自己株式取得が行われる日に、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受けること、及び 本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することにより、本再出資を行うこと。
- () 公開買付者及びリトルポンドは、本再出資の実行日に、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドの間で、本株主間契約を締結することに合意すること。

その他、本取引基本契約において、リトルポンド及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、リトルポンドの義務（注3）、補償条項及びリトルポンドが上記()の不応募義務に違反した場合の違約金（注4）、契約の終了、本書提出日の前日正午までに限り行使することのできる解除権に関する規定、一般条項等が規定されております。また、本公開買付け開始に係る前提条件も規定されておりますが、かかる前提条件は、いずれも本書提出日時点で充足されております。

- (注1) 本取引基本契約において、リトルポンドは、公開買付者に対して、リトルポンドに関して 設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、対象者株式、反社会的勢力との取引の不存在、リトルポンドの本不応募株式の適法かつ有効な所有、並びに倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っており、また、対象者グループに関して、設立及び存続、有価証券報告書等の正確性、重要な変更の不存在、事業上重要な資産の適法かつ有効な所有及び対抗要件の具備、法令等の遵守、事業上重要な契約の適法かつ有効な締結、労働関連の法令等、及び対象者グループの就業規則及び役員との間の契約等に対する重大な違反の不存在、公租公課の適正かつ適法な納付、訴訟等又は重大なクレーム等の不存在、対象者グループの関連当事者取引の不存在、未公表の重要事実の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、情報開示、並びに倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を、公開買付者は、設立及び存続の有効性、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との取引の不存在、並びに倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証をそれぞれ行っております。
- (注2) 本取引基本契約において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注3) 本取引基本契約において、リトルポンドは、大要、(a)本自己株式取得の実行時までの間、対象者をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b)本自己株式取得の実行までの間、公開買付者の合理的な要請に応じて、対象者の株主として公開買付者及

びそのアドバイザーに対して対象者グループの情報にアクセスさせる義務、(c)本自己株式取得の実行までの間、本不応募株式の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び対象者の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(d)本株式併合の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式に係る株主権を行使しない義務、(e)本自己株式取得の完了日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(f)自ら及びその株主をして、その保有するリトルポンドの株式等の全部又は一部について譲渡等を行わず又は行わせず、また、リトルポンドの資本構成、機関構成又は役員の変更その他の支配関係に変動を生じさせる一切の行為を行い、又は行わせない義務、(g)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要な手続の履践義務、(h)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(i)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。

(注4) 本取引基本契約において、リトルポンドは、上記()の不応募義務の義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式の全部又は一部を応募した場合は、リトルポンドは、違約金として、公開買付者に対し、リトルポンドが本公開買付けに応募した対象者株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされております。

(中略)

本株主間契約(締結予定)

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、対象者の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすること、リトルポンドの所有する公開買付者親会社株式の譲渡制限、丸の内キャピタル3号ファンドによる公開買付者親会社株式の第三者への譲渡時における丸の内キャピタル3号ファンドの一括売却請求権及びリトルポンドの共同売却請求権、リトルポンドによる丸の内キャピタル3号ファンドに対する本再出資時における1株当たりの払込価額と同額での公開買付者親会社株式の売渡請求権を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結する予定です。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。

(訂正後)

本取引基本契約(リトルポンド)

公開買付者は、本買付条件変更を踏まえて、2026年5月28日付で、対象者の筆頭株主であるリトルポンドとの間で締結した取引基本契約に規定していた条件の一部を変更するために、リトルポンドとの間で、2026年6月30日付で、改めて本取引基本契約(リトルポンド)を締結しており、その概要は以下のとおりです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約(リトルポンド)を除き、リトルポンドとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価格(リトルポンド)の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- () リトルポンドは、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式(リトルポンド)の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- () リトルポンドは、本取引基本契約(リトルポンド)締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらのおそれのある取引(以下「競合取引」といいます。)に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- () 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者株式の全て(本不応募株式、BBT所有株式(役員向け)及び対象者が所有する自己株式を除く。)を買い付けることができなかった場合、公開買付者及びリトルポンドは、本公開買付けの成立を条件として、対象者に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- () 本株式併合における併合比率についてHTIOが保有する対象者株式について生じる端数を可及的に小さくすること。
- () 公開買付者及びリトルポンドは、対象者をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、(公開買付者が合理的に必要と判断する場合には)本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。
- () リトルポンドは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得(リトルポンド)を通じて本自己株式取得価格(リトルポンド)で対象者に売却すること。
- () リトルポンドは、本自己株式取得(リトルポンド)が行われる日に、本自己株式取得(リトルポンド)の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、本自己株式取得(リトルポンド)時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び本再出資において、リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対して、本未払債権を現物出資することにより、本再出資を行うこと。
- () 公開買付者及びリトルポンドは、本再出資の実行日に、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドの間で、本株主間契約を締結することに合意すること。
- () 当該取引基本契約の締結をもって、2026年5月28日付で公開買付者とリトルポンドとの間で締結していた取引基本契約を合意解除すること。

その他、本取引基本契約(リトルポンド)において、リトルポンド及び公開買付者による表明保証事項(注1)、公開買付者の義務(注2)、リトルポンドの義務(注3)、補償条項及びリトルポンドが上記()の不応募義務に違反した場合の違約金(注4)、契約の終了(注5)、一般条項等が規定されております。

- (注1) 本取引基本契約(リトルポンド)において、リトルポンドは、公開買付者に対して、リトルポンドに関して 設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、対象者株式、反社会的勢力との取引の不存在、リトルポンドの本不応募株式(リトルポンド)の適法かつ有効な所有、並びに 倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っており、また、対象者グループに関して、設立及び存続、有価証券報告書等の正確性、重要な変更の不存在、事業上重要な資産の適法かつ有効な所有及び対抗要件の具備、法令等の遵守、事業上重要な契約の適法かつ有効な締結、労働関連の法令等、及び対象者グループの就業規則及び役員との間の契約等に対する重大な違反の不存在、公租公課の適正かつ適法な納付、訴訟等又は重大なクレーム等の不存在、対象者グループの関連当事者取引の不存在、未公表の重要事実の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、情報開示、並びに 倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を、公開買付者は、設立及び存続の有効性、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との取引の不存在、並びに 倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証をそれぞれ行っております。
- (注2) 本取引基本契約(リトルポンド)において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要なとなる手続の履践義務及び

(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。

- (注3) 本取引基本契約(リトルポンド)において、リトルポンドは、大要、(a)本自己株式取得(リトルポンド)の実行時までの間、対象者をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b)本自己株式取得(リトルポンド)の実行までの間、公開買付者の合理的な要請に応じて、対象者の株主として公開買付者及びそのアドバイザーに対して対象者グループの情報にアクセスさせる義務、(c)本自己株式取得(リトルポンド)の実行までの間、本不応募株式(リトルポンド)の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び対象者の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(d)本株式併合の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式(リトルポンド)に係る株主権を行使しない義務、(e)本自己株式取得(リトルポンド)の完了日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(f)自ら及びその株主をして、その保有するリトルポンドの株式等の全部又は一部について譲渡等を行わず又は行わず、また、リトルポンドの資本構成、機関構成又は役員の変更その他の支配関係に変動を生じさせる一切の行為を行い、又は行わせない義務、(g)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要な手続の履践義務、(h)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(i)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注4) 本取引基本契約(リトルポンド)において、リトルポンドは、上記()の不応募義務の義務に違反して、本公開買付けに対し、本不応募株式(リトルポンド)の全部又は一部を応募した場合は、リトルポンドは、違約金として、公開買付者に対し、リトルポンドが本公開買付けに応募した対象者株式の数に本公開買付価格を乗じた金額を支払う義務を負うものとされております。
- (注5) 本取引基本契約(リトルポンド)において、(a)契約当事者の書面による合意、(b)本公開買付けの撤回又は不成立、(c)リトルポンドによる本取引基本契約(リトルポンド)に反した本公開買付けへの応募があった場合、契約は終了するものとされております。

(中略)

本株主間契約(締結予定)

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、対象者の取締役の過半数を丸の内キャピタル3号ファンドが指名し、当初の代表取締役会長を小池氏とすること、リトルポンドの所有する公開買付者親会社株式の譲渡制限、丸の内キャピタル3号ファンドによる公開買付者親会社株式の第三者への譲渡時における丸の内キャピタル3号ファンドの一括売却請求権及びリトルポンドの共同売却請求権、リトルポンドによる丸の内キャピタル3号ファンドに対する本再出資時における1株当たりの払込価額と同額での公開買付者親会社株式の売渡請求権を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結する予定です。なお、詳細な条件は今後協議により決定する予定です。

本取引基本契約(光通信グループ)

公開買付者は、本不応募合意株主(光通信グループ)及びHTIOとの間で、2026年6月30日付で、本取引基本契約(光通信グループ)を締結しており、その概要は以下のとおりです。なお、本書提出日現在、本取引基本契約(光通信グループ)を除き、本不応募合意株主(光通信グループ)及びHTIOとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本自己株式取得価格(光通信グループ)及び本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

- () 本不応募合意株主(光通信グループ)は、別途書面により合意した場合を除き、本不応募株式(光通信グループ)の全てについて、本公開買付けに応募しないこと。
- () 本不応募合意株主(光通信グループ)及びHTIOは、本取引基本契約(光通信グループ)締結日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる公開買付者以外の第三者に対しても、又はいかなる公開買付者以外の第三者との間においても、競合取引に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉、合意又は取引の実行を一切行わず、公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに(3営業日以内に)、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議すること。
- () 本公開買付けの決済の開始日後かつ2026年9月24日以降、本株式併合の効力発生日の前日までに、本現物分配を適法かつ有効に実施すること。

- () 本公開買付けの結果、公開買付者が対象者株式の全て（本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除く。）を買い付けることができなかった場合、公開買付者及び本不応募合意株主（光通信グループ）は、本公開買付けの成立を条件として、対象者に対して本臨時株主総会の開催を要請し、当該議案に賛成の議決権を行使すること。
- () 本株式併合における併合比率についてをHTIOが保有する対象者株式について生じる端数を可及的に小さくすること。
- () 公開買付者は、対象者をして、本自己株式取得を実施するために必要となる分配可能額の確保及び本自己株式取得のために必要となる資金の確保を目的として、（公開買付者が合理的に必要と判断する場合には）本第三者割当増資を実施させ、かつ本減資等を実施させること。
- () HTIOは、本減資等の効力発生日以降実務上可能な限り速やかに、本自己株式取得（光通信グループ）を通じて本自己株式取得価格（光通信グループ）で対象者に売却すること。

その他、本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）、HTIO及び公開買付者による表明保証事項（注1）、公開買付者の義務（注2）、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOの義務（注3）、補償条項、契約の終了及び解除事由（注4）、一般条項等が規定されております。

- (注1) 本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOは、公開買付者に対して、設立及び存続、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との取引の不存在、本不応募合意株主（光通信グループ）の本不応募株式（光通信グループ）の適法かつ有効な所有、倒産手続開始事由の不存在、本現物分配の金融商品取引法上の適法性、情報開示について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOに対して、設立及び存続の有効性、契約の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との取引の不存在、及び倒産手続開始事由の不存在について表明及び保証を行っております。
- (注2) 本取引基本契約（光通信グループ）において、公開買付者は、大要、(a)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務及び(b)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注3) 本取引基本契約（光通信グループ）において、本不応募合意株主（光通信グループ）及びHTIOは、大要、(a)本自己株式取得（光通信グループ）の実行時までの間、対象者をして従前の慣行に従った通常の業務の範囲内においてその業務を行わせることに係る義務、(b)本自己株式取得（光通信グループ）の実行までの間、本不応募株式（光通信グループ）の譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分及び対象者の株式等の取得を行わず、これらの行為に関連して、第三者と合意を行い、第三者に対する取引の申込み若しくは申込みの勧誘を行い、又は第三者との協議若しくは交渉若しくは第三者に対する情報の提供を行わない義務、(c)本株式併合の手続の完了日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、本不応募株式（光通信グループ）に係る株主権を行使しない義務、(d)本自己株式取得（光通信グループ）の完了日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、公開買付者の指示に従って議決権行使を行う義務、(e)本取引を適法かつ有効に実行するために法令等又は自らの定款その他の内部規則に基づき合理的に必要となる手続の履践義務、(f)本取引を実行するための資金調達への協力義務、(g)表明保証違反若しくは義務違反となるおそれがある事由又は本取引の遂行に重大な支障となり得る事由が発生又は判明した場合の通知義務を負担しております。
- (注4) 本取引基本契約（光通信グループ）において、(a)契約当事者の書面による合意があった場合、(b)本公開買付けの撤回又は不成立の場合、(c)2026年7月9日までの本買付条件変更の不実施の場合には契約は終了するものとされております。また、本不応募株主（光通信グループ）による本公開買付けへの応募があった場合に公開買付者は解除することができるとしております。

(7)【その他公開買付けに関する重要な事項】

(訂正前)

本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式会社併合の効力発生後、本第三者割当増資及び本減資等を予定しているほか(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本自己株式取得により対象者が本不応募株式を取得する予定であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資を行う予定です。なお、これらの事項に関する詳細については、上記「(1)公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

(訂正後)

本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式会社併合の効力発生後、本第三者割当増資及び本減資等を予定しているほか(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本自己株式取得(リトルポンド)により対象者が本不応募株式(リトルポンド)を、また本自己株式取得(光通信グループ)により対象者が本不応募株式(光通信グループ)の一部をそれぞれ取得する予定であり、リトルポンドは公開買付者親会社に本再出資を行う予定です。また、光通信グループは、本臨時株主総会の決議及び対象者株式の上場廃止後、本株式会社併合の効力発生の直前までに本現物分配を実施する予定です。なお、これらの事項に関する詳細については、上記「(1)公開買付けの目的の概要」をご参照ください。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月9日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年5月29日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年5月29日(金曜日)から2026年7月14日(火曜日)まで(33営業日)
公告日	2026年5月29日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき、金1,332円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-

(訂正後)

株券	普通株式1株につき、金1,370円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,211,375 (株)	3,903,300 (株)	- (株)
合計	8,211,375 (株)	3,903,300 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,903,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,903,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(8,211,375株)を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)、BBT所有株式(役員向け)(90,000株)及び本不応募株式数(4,712,700株)を控除した株式数です。

(後略)

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,678,975 (株)	1,074,300 (株)	- (株)
合計	5,678,975 (株)	1,074,300 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,074,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,074,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(5,678,975株)を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(15,123,200株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(2,109,125株)、BBT所有株式(役員向け)(90,000株)及び本不応募株式数(7,245,100株)を控除した株式数です。

(後略)

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	82,113
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)	47,127
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	129,851
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.54
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,211,375株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(g)」のうち、リトルポンドが所有する本不応募株式(4,712,700株)に係る議決権の数(47,127個)のみを分子に加算しております。

(後略)

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	56,789
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月29日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月30日現在)(個)(g)	72,451
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	129,851
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	43.94
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,678,975株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月30日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等(但し、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年6月30日現在)(個)(g)」のうち、本不応募合意株主が所有する本不応募株式(7,245,100株)に係る議決権の数(72,451個)のみを分子に加算しております。

(後略)

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	10,937,551,500
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	105,000,000
その他(円)(c)	8,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	11,050,551,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(8,211,375株)に、本公開買付価格(1,332円)を乗じた金額です。

(後略)

(訂正後)

買付代金(円)(a)	7,780,195,750
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	105,000,000
その他(円)(c)	9,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	7,894,195,750

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(5,678,975株)に、本公開買付価格(1,370円)を乗じた金額です。

(後略)

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローン 弁済期限: スクイズアウト手続の完了期限又は第1回タームローン貸付実行日の6ヶ月後の応当日のいずれか早い方の日(期限一括弁済) 金利: 短期プライムレートに基づく固定金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 1,650,000 (2) タームローンB 3,850,000 (3)ブリッジローン 500,000
計(b)				6,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、三井住友銀行から6,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月28日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローン 弁済期限: スクイズアウト手続の完了期限又は第1回 タームローン貸付実行日の6ヶ月後の応当日のいずれか早い方の日 (期限一括弁済) 金利: 短期プライムレートに基づく固定金利 担保: 対象者株式等	(1) タームローンA 1,650,000 (2) タームローンB 3,850,000 (3)ブリッジローン 500,000
計(b)				6,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の裏付けとして、三井住友銀行から6,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年6月30日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

1 1 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年 7月16日 (木曜日)

(訂正後)

2026年 7月22日 (水曜日)

1 2 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,903,300株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,903,300株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,074,300株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (1,074,300株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	47,127 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	47,127	-	-
所有株券等の合計数	47,127	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	72,451 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	72,451	-	-
所有株券等の合計数	72,451	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】
(訂正前)

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	47,127 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	47,127	-	-
所有株券等の合計数	47,127	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	72,451 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	72,451	-	-
所有株券等の合計数	72,451	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(2026年 5月29日現在)

氏名又は名称	有限会社リトルポンド
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目 8 番10号
職業又は事業の内容	有価証券保有及び投資運用の業務
連絡先	連絡者 小池 恒 連絡場所 東京都港区六本木六丁目 8 番10号 電話番号 03-3405-5252
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) リトルポンドは、本取引基本契約において、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年 5月29日現在)

氏名又は名称	オリコン株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目 8 番10号
職業又は事業の内容	コミュニケーション事業、データサービス事業、広告事業
連絡先	連絡者 オリコン株式会社 執行役員企業広報・財務本部長 是久 吉彦 連絡場所 東京都港区六本木六丁目 8 番10号 電話番号 03-3405-5252（代表）
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本自己株式取得を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(訂正後)

(2026年 5月29日現在)

氏名又は名称	有限会社リトルポンド
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目 8 番10号
職業又は事業の内容	有価証券保有及び投資運用の業務
連絡先	連絡者 小池 恒 連絡場所 東京都港区六本木六丁目 8 番10号 電話番号 03-3405-5252
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) リトルポンドは、本取引基本契約（リトルポンド）において、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て（但し、本不応募株式、BBT所有株式（役員向け）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後に開催される対象者の本臨時株主総会において、公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意しておりますので、特別関係者として記載しております。

(2026年5月29日現在)

氏名又は名称	オリコン株式会社
住所又は所在地	東京都港区六本木六丁目8番10号
職業又は事業の内容	コミュニケーション事業、データサービス事業、広告事業
連絡先	連絡者 オリコン株式会社 執行役員企業広報・財務本部長 是久 吉彦 連絡場所 東京都港区六本木六丁目8番10号 電話番号 03-3405-5252(代表)
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本公開買付け成立後の本株式併合の効力発生後、本自己株式取得を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	光通信株式会社
住所又は所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 光通信は、本取引基本契約(光通信グループ)において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	UH Partners 2 投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) UH Partners 2は、本取引基本契約(光通信グループ)において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	UH Partners 3 投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) UH Partners 3は、本取引基本契約(光通信グループ)において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	光通信KK投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 光通信KKは、本取引基本契約(光通信グループ)において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	エスアイエル投資事業有限責任組合
住所又は所在地	東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) エスアイエルは、本取引基本契約(光通信グループ)において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

(2026年6月30日現在)

氏名又は名称	HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社
住所又は所在地	沖縄県名護市東江五丁目5番35号
職業又は事業の内容	有価証券の保有管理及び投資運用
連絡先	連絡者 光通信株式会社 真船 祥太郎 連絡場所 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 電話番号 03-5951-3746
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して、対象者の株主である出資先の投資事業有限責任組合を通じて、議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 公開買付者及びHTIOは、本取引基本契約(光通信グループ)において、本不応募合意株主(光通信グループ)を通じて、本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、実質的には公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】
(訂正前)

(前略)

オリコン株式会社

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(訂正後)

(前略)

オリコン株式会社

(2026年5月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	- (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	-	-	-
所有株券等の合計数	-	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式2,109,125株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

光通信株式会社

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	1,512 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,512	-	-
所有株券等の合計数	1,512	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

U H Partners 2 投資事業有限責任組合

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	10,181 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	10,181	-	-
所有株券等の合計数	10,181	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

U H Partners 3 投資事業有限責任組合

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	1,482 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,482	-	-
所有株券等の合計数	1,482	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

光通信 K K 投資事業有限責任組合

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	8,840 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	8,840	-	-
所有株券等の合計数	8,840	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

エスアイエル投資事業有限責任組合

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	3,309 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	3,309	-	-
所有株券等の合計数	3,309	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

HIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社

(2026年6月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月28日付で、リトルポンドとの間で、本不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本不応募株式の全てを、本自己株式取得を通じて本自己株式取得価格で対象者に売却すること、本自己株式取得の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、()本自己株式取得時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、()本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び()リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、本取引基本契約を締結しております。

また、丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、本株主間契約を締結する予定です。

なお、公開買付者は、公開買付期間の満了後、三井住友銀行との間で、公開買付者が買い付けた対象者株式を担保に供することを含む担保契約を締結する予定です。

なお、各契約の詳細につきましては上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月28日付で、リトルポンドとの間で、本不応募株式(リトルポンド)の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本不応募株式(リトルポンド)の全てを、本自己株式取得(リトルポンド)を通じて本自己株式取得価格(リトルポンド)で対象者に売却すること、本自己株式取得(リトルポンド)の対価として対象者からリトルポンドに対して支払われる金銭の総額のうち一部の金額については、()本自己株式取得(リトルポンド)時には支払わずに未払いの状態のまま維持すること、()本未払債務を対象者から公開買付者が引受け、更に当該債務を公開買付者から公開買付者親会社が引受け、及び()リトルポンドが本未払債務を引受けた公開買付者親会社に対し、本未払債権を現物出資することにより本再出資を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、本取引基本契約(リトルポンド)を締結しております。

また、公開買付者は、2025年6月30日付で、本不応募合意株主(光通信グループ)及びHTIOとの間で、本不応募株式(光通信グループ)の全てについて本公開買付けに応募しないこと、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、本株式併合の効力発生の直前までに、HTIOに対し、本現物分配を実施すること、本株式併合の効力発生を条件として、本自己株式取得のための資金及び分配可能額を確保することを目的とした本第三者割当増資、及び本減資等を行うこと(但し、本第三者割当増資は、本減資等のみで対象者が本自己株式取得を行うための資金及び分配可能額を確保することが可能な場合には、実施しない可能性があります。)、本不応募株式(光通信グループ)の一部を、本自己株式取得(光通信グループ)を通じて本自己株式取得価格(光通信グループ)で対象者に売却することを含めた、本取引に係る諸条件に合意し、本取引基本契約(光通信グループ)を締結しております。

丸の内キャピタル3号ファンド及びリトルポンドは、本再出資の実行日付で、公開買付者親会社及び対象者の組織・運営及び株式の取扱い等に関して、本株主間契約を締結する予定です。

なお、公開買付者は、公開買付期間の満了後、三井住友銀行との間で、公開買付者が買い付けた対象者株式を担保に供することを含む担保契約を締結する予定です。

なお、各契約の詳細につきましては上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

5【大量保有報告書等の提出状況】

(訂正前)

書類の名称	提出者	提出期限	提出年月日
変更報告書	有限会社リトルポンド	2026年6月4日	2026年6月4日までに提出予定

(訂正後)

書類の名称	提出者	提出期限	提出年月日
変更報告書	有限会社リトルポンド	2026年6月4日 2026年7月7日	2026年6月4日 2026年7月7日までに提出予定
変更報告書	光通信株式会社 株式会社UH Partners 2 株式会社UH Partners 3 株式会社エスアイエル	2026年7月7日	2021年11月29日 2022年1月18日 2023年10月23日 2025年9月26日 2026年7月7日までに提出予定

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2026年6月30日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月29日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、公開買付者が三井住友銀行から取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。